

鳥取県告示第593号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年8月29日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
とっとり福祉サービス有限会社 代表取締役 四宮 佑一	鳥取市行徳三丁目317	智頭デイサービス事業所 りんどう	八頭郡智頭町大字三吉137-11	通所介護	平成20年9月1日